

代理人意見陳述書

2024（令和6）年6月13日
原告訴訟代理人 弁護士 小野山 静



労災保険法16条の2は、「男は仕事、女は家事」という性別役割分業に基づき、男女の社会や家庭における役割や責任は違うという前提に立つものです。しかし、現在の日本社会を見ると、共働き世帯は1177万世帯にのぼり、専業主婦世帯（458万世帯）は共働き世帯の中で妻がフルタイムで働く世帯（486万世帯）をも下回っています。つまり、「男性稼ぎ主モデル」は遠い過去のものとなっています。

このように、共働き世帯が多数派となっている現在においては、遺族である配偶者は、男女いずれであっても、被災者の死亡によって生計の担い手を失うことになり、被災者の死亡前の生活水準を下げざるをえないような状況に陥るということになります。

また、被災者の死亡後、遺族である配偶者は、家庭責任の変化にも直面します。遺族である配偶者は、男女いずれであっても、被災者の死亡によって、それまで被災者が担っていた家庭責任も負わざるを得ない状況に陥るということになります。

そして、妻の死亡により家庭責任が増大した結果、遺族である夫が、従前と同程度の収入を得ることが難しくなることが想定されます。日本における男女の賃金格差は、家庭責任が女性に集中していることに大きな要因がありますが、それを翻って検討すると、妻の死亡により夫の家庭責任が増大した場合、遺族である夫が従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合も十分ありえますし、現に原告の男性は収入が減少しました。

労災保険法16条の2は、こうした現在の日本社会の状況や、労災によって家族を亡くした遺族が直面する問題を一切無視し、男性と女性が配偶者として平等に家庭責任や経済的負担を負うことを否定するものであり、男女平等が進む現代社会において極めて問題のある旧態依然とした法律といわざるをえません。平成29年最高裁判決は、地方公務員の死亡事案で、類似の問題につき、違憲とは言えないとの判決を出しました。しかし、当時と比較して、職場における女性活躍は一層進行しており、また、国際的にも国内的にも、ジェンダー平等・人権擁護の世論は一層高まっており、最高裁判決の見直しが強く求められています。

裁判所におかれましては、平等な社会の実現に資する判決をお願いいたします。

以上